

(その1)

(ふりがな) かがわたらうこうえんかい
1 政治団体の名称 香川太郎後援会

2 主たる事務所の所在地 香川県高松市番町四丁目1番10号

3 代表者の氏名 香川 太郎

4 会計責任者の氏名 香川 花子

事務担当者の氏名及び電話番号

香川 二郎 (087) 832 - 3088

() -

() -

収支報告書

いざれかに必ずチェックしてください。

令和 7 年分
月 日 開催分)

| | |
|---------------------------------|--|
| 政治団体の区分 | |
| <input type="checkbox"/> 政党 | <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第 による政治団体 |
| <input type="checkbox"/> 政党的支部 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 |
| <input type="checkbox"/> 政治資金団体 | <input type="checkbox"/> その他の政治団体 |

政治団体の収支報告については()の中の日付は記載不要です。
記入してしまった場合は二重線を引き、その上から(その20)に押していただく会計責任者のお判を押してください。

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 **衆議院議員 香川県第〇区
(候補者となろうとする者)**

資金管理団体
の届出をした
者 の 氏 名

香川 太郎

「無」にチェックするとき(12月31日現在で資金管理団体に指定されていないとき)は、「資金管理団体の指定の有無」中「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」には記入しないでください。

資金管理団体の指定の期間

| |
|------------|
| 令和 年 月 日から |
| 令和 年 月 日まで |

主たる活動区域が香川県内であるときはこちらに、
他の都道府県でも活動しているときは「2以上の都
道府県の区域等」にチェックしてください。

- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に
係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に
係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の16の3第1項の
規定により国会議員関係政治団体とみなさ
れる政治団体

公職の候補者
の 氏 名 等 香川 太郎
衆議院議員(候補者とな
ろうとする者)

国会議員関係政治団体の届出をしている団体は、該
当する欄にチェックをし、候補者の氏名・公職の種
類(カッコで現職、候補者又は候補者とな
ろうとする者)を記入してください。

届出をしていない団体は何もチェックしないでく
ださい。

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この報告書は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で、その年における全ての収入及び支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。)の総額、項目別の金額、翌年への繰越しの金額及び資産等並びに以下に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載すること。
- 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
- 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合にのみ記載すること。この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職について選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあっては「衆議院議員 香川県第〇区(現職)」、その職の候補者にあっては「衆議院議員 四国選挙区(候補者)」、候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員 乙市選挙区(候補者となろうとする者)」の例により記載すること。なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定(法第19条の9の規定をいう。以下同じ。)の適用の有無にかかわらず、記載すること。
- 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12月31日まで資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、記載すること。

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

| | | | | | | | | | | |
|------------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 収入総額 | 十億 | 1 | 8 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 円 |
| (前年からの繰越額) | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| (本年の収入額) | | 8 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 支出総額 | | 5 | 4 | 9 | 2 | 2 | 3 | 0 | 0 | |
| 翌年への繰越額 | | 1 | 2 | 7 | 2 | 8 | 7 | 7 | 0 | 0 |

1 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる者による選舉のための金銭及び有価証券の当該運用に係る当該の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために前年からの繰越額) + (本年の収入)をいう。支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために前年分収支報告書の「翌年への繰越額」のものをいう。翌年への繰越しの金額とは、「前年からの繰越額」 + (本年の収入) - (支出)のものをい。5段とも、必ず記入してください。(0の場合は、「0」と記入してください。)

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

| | | | | | | | | | | |
|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | 十億 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 |
| 員数 | | | | | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

2 (1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。

「金額」には、1人あたりの金額ではなく、当該政治団体にその年に支払われた党(会)費の合計を記入してください。「員数」には、当該政治団体に所属する党(会)員の数ではなく、その年に党(会)費を支払った人数を記入してください。

(2) 寄附

| ア 寄附(イを除く。)の区分 | 金額 | | | | | | | | | |
|---------------------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (ア) 個人からの寄附 | 十億 | 5 | 0 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 |
| (うち特定寄附) | | | | | | | | | | 0 |
| (イ) 法人その他の団体からの寄附 | | | | | | | | | | 0 |
| (ウ) 政治団体からの寄附 | | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 |
| 小計((ア)+(イ)+(ウ)) | | 5 | 1 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 |
| (寄附のうち寄附のあっせんによるもの) | | | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 |
| イ 政党匿名寄附 | | | | | | | | | | 0 |
| 合計(ア+イ) | | 5 | 1 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 |

(2) 寄附(法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附(寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。(3)及び(その9)において同じ。)を除く。(その9)を除き、以下同じ。)については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載するものとし、寄附のうち寄附のあっせんに係るものについては、その総額を記載すること。なお、個人からの寄附のうち、特定寄附(法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。)については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

(3) 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

| 事業の種類 | 金額 | | | | | 備考 |
|---|----|----|---|----|-----|------------------------------|
| | 十億 | 百万 | 千 | 百 | 円 | |
| 機関紙「×××× | | 4 | 0 | 0 | 000 | |
| 政治資金パーティー「香川太郎と語る会」開催事業 | | 5 | 0 | 00 | 000 | R7.3.22 高松市◇町2217-19◇◇会館◇◇の間 |
| 政治資金パーティーについては、「事業の種類」欄に「政治資金パーティー」と明記し、「備考」欄に、パーティー開催年月日及び場所を記入してください。 | | | | | | |
| この頁の小計 | | 5 | 4 | 00 | 000 | |
| 合計 | | 5 | 4 | 00 | 000 | |

- 1 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。
 - 2 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあっては、当該事業の内容を具体的に記載すること。
 - 3 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。
 - 4 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

(その4)

| (4) 借入金 | | | | | | | |
|----------|----|----|----|---|---------|-----------|-------------------------|
| 借入先 | 金額 | | | | | | 備考 |
| A銀行（B支店） | | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 1 000 000 | R7. 3. 2 |
| | | | | | | | 「備考」欄には、借入年月日を記入してください。 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| この頁の小計 | | | | 1 | 000 000 | | |
| 合計 | | | | 1 | 000 000 | | |

借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額を記載するものとし、その記載の方法は、例えば、「甲銀行(乙支店)」というように具体的に借入先を記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

| 交付金を供与した 本部又は支部の名称 | 金額 | | | | | 年月日 | 主たる事務所の所在地 | 備考 |
|---|----|----|----|----|-----|-----------|---------------|----|
| | 十億 | 百万 | 千 | 百 | 円 | | | |
| 香川太郎後援会○○支部 | | | 1 | 00 | 000 | R7. 2. 24 | 小豆郡土庄町◇◇28- 1 | |
| 〃 同じ団体は続けて記入してください。 | | | 1 | 00 | 000 | R7. 5. 23 | 〃 | |
| 〃 | | | 7 | 00 | 000 | R7. 6. 25 | 〃 | |
| 〃 | | | 1 | 00 | 000 | R7. 7. 15 | 〃 | |
| (小 計) | | | 1 | 90 | 000 | | | |
| 香川太郎後援会◇◇支部 | | | 1 | 00 | 000 | R7. 4. 18 | 高松市口町 2-9-30 | |
| 〃 | | | 1 | 00 | 000 | R7. 5. 23 | 〃 | |
| 〃 | | | 6 | 00 | 000 | R7. 7. 14 | 〃 | |
| 〃 | | | 5 | 00 | 000 | R7. 9. 10 | 〃 | |
| (小 計) | | | 11 | 20 | 000 | | | |
| (注意) この様式は、本部又は支部を持たない単独の政治団体は不要です。 よって、個人の後援会の収支報告書の場合は、政党の支部からの収入はここには含まれません。政治団体からの寄附に該当します（様式その2及びその7）。 | | | | | | | | |
| この 頁 の 小 計 | | | 1 | 3 | 100 | 000 | | |
| 合 計 | | | 1 | 3 | 100 | 000 | | |

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その6)

(6) その他の収入

(6) その他の収入

| 摘要 | 金額 | | | | 備考 |
|---|----|----|---|---|----|
| | 十億 | 百万 | 千 | 円 | |
| 1件10万円以上のその他の収入は、「摘要」欄に、何の収入かを具体的に記入し、「備考」欄にその収入年月日を記入してください。 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | | | | | 0 |
| 1件10万円未満のもの | | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 1 | 0 | 0 | 0 |

1 その他の収入(個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。)については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載すること。なお、1件当りの金額が10万円未満のものにあっては、一括してその合計金額を記載すること。

2 「摘要欄には、収入の基因となつた事実を「甲銀行預金利子」というように具体的に記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | | | | 寄附者の区分 | 個人 | |
|---|----|---|---|-----|-------------------------|--------------------|---|--|
| 寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称) | 金額 | | | 年月日 | 住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地) | 職業(団体にあっては、代表者の氏名) | 備考 | |
| A村 A夫 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | R7. 4. 27 | 小豆郡土庄町××2079-5 | C町議会議員 |
| " | 1 | 0 | 0 | 0 | R7. 5. 17 | " | " | |
| (小計) | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | | | |
| B山 B武 | 7 | 0 | 0 | 0 | R7. 1. 1~ R7. 12. 31 | 小豆郡小豆島町××2519-2 | D(株)取締役 | 事務所の無償貸与□□m ² を1年間 |
| 同一の者から、2回以上の寄附を受けた場合には、記入例の「A村 A夫」のように、続けて記入します。その場合、1回の寄附金額が5万円以下であっても、年間合計額が5万円を超えていれば、そのすべての寄附について詳細を記入します。 | | | | | | | | |
| 事務所、労務、物品などの無償提供を受けた場合は、「寄附」に該当する可能性があります。「寄附」に該当する場合は、時価に見積もった金額を収入に計上し、備考欄に「事務所の無償提供」などと記載してください。さらに経理上の処理として同額を「その他の経費」として支出に計上し、支出の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載してください。 | | | | | | | | |
| 個人の政治献金に対する課税上の優遇措置の適用を受ける政治団体にあっては、ここに寄附の明細の記載がないと寄附金控除は受けられないのでご注意ください。 | | | | | | | | |
| この頁の小計 | 1 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | | |
| その他の寄附 | 4 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 個人の政治献金に対する課税上の優遇措置の適用を受ける政治団体にあっては、ここに寄附の明細の記載がないと寄附金控除は受けられないで注意する。 | |
| 合計 | 5 | 0 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 寄附者の区分ごとに、(その2) (7)個人からの寄附、(4)法人その他の団体からの寄附又は(5)政治団体からの寄附に一致します。 |

1 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。また、寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨(寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。)を、併せて該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

2 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「・甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

4 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5 政治団体からの寄附のうち、国会議員関係政治団体からの寄附については、「備考」欄に「国会議員関係政治団体」というように記載すること。(寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。)

6 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

- 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。また、寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨(寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。)を、併せて該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。
 - 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
 - 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「・甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
 - 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
 - 政治団体からの寄附のうち、国会議員関係政治団体からの寄附については、「備考」欄に「国会議員関係政治団体」というように記載すること。(寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。)
 - 「他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その8)

同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は(その7)に準じて記載すること。なお、年間5万円以下の寄附のあっせんに係る寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

(その9)

(9) 政党匿名寄附の内訳

| 政党匿名寄附を受けた場所 | 金額 | | | | | | 年月日 | 備考 |
|--|----|---|----|---|---|---|-----|----------------------------|
| | 十億 | 億 | 百万 | 万 | 千 | 百 | 円 | |
| 匿名でできる寄附は、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において、政党又は政治資金団体に対して行う、1,000円以下のもののみです。 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| この頁の小計 | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | → (その2) の「イ 政党匿名寄附」と一致します。 |

政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし、場所の記載については、「香川県高松市〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「香川県高松市〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。

(その10)

| (10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳 | | | | | | | | | |
|--|------------|----|---|---|-------------|-------|---------|----------------------|------------------------------------|
| 特定パーティーの名称 | 対価に係る収入の金額 | | | | 対価の支払をした者の数 | 開催年月日 | 開 催 場 所 | 備 考 | |
| | 十億 | 百万 | 千 | 円 | | | | | |
| 香川太郎と語る会 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 300 | R7.3.22 | 高松市◇町2217-19◇◇会館◇◇の間 | 前年以前の収入：金額 10,000,000円、支払者数350人 |
| (その3) で記入した金額、開催年月日、開催場所と一致させること。 当該パーティーに係る収入が前年以前にある場合には、前年分の収入金額及び支払をした者の数を「備考」欄に記入すること。 | | | | | | | | | |
| この 頁 の 小 計 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 合 計 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |

1 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が一千万円以上であるものをいう。以下同じ。）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載すること。

2 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受されたものがある場合においては、これらのパーティーに係る「備考」欄に前年以前において收受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数を記載すること。

3 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

(その11)

| (11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳 | | | | | | 政治資金パーティーの名称 | 香川太郎と語る会（令和7年3月22日開催分） | |
|--------------------------------|----|---|---|-----|------------------------|--------------------|------------------------|--|
| | | | | | | 対価の支払をした者の区分 | 政治団体 | |
| 対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称) | 金額 | | | 年月日 | 住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地) | 職業(団体にあっては、代表者の氏名) | 備考 | |
| 香川県A業政治連盟 | 1 | 5 | 0 | 0 | R7.3.2 | 高松市△△町1-17-28 | A野 A郎 | |
| B政治研究会 | 1 | 0 | 0 | 0 | R7.3.3 | 坂出市○○○224-13 | B田 B一 | |
| | | | | | | | | 当該パーティーにおいて前年以前の収入がある場合は、備考欄にその旨を記載してください。 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| この頁の小計 | 2 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 合計 | 2 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |

1 一の政治資金パーティーの対価に係る収入(報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。1及び様式(その12)において同じ。)のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を当該欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受された収入のうちに当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において收受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

2 対価の支払は、「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「対価の支払をした者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

(その12)

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、対価の支払のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあっせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は(その11)に準じて記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払のあっせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

| 項目 | 金額 | | | | | 備考 |
|--------------------|----|----|---|---|---|----|
| | 十億 | 百万 | 千 | 百 | 円 | |
| 1 経常経費 | | | | | | |
| (1) 人件費 | | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 光熱水費 | | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (3) 備品・消耗品費 | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (4) 事務所費 | | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小計 | 1 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 2 政治活動費 | | | | | | |
| (1) 組織活動費 | 3 | 4 | 7 | 1 | 0 | 3 |
| (2) 選挙関係費 | | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| (3) 機関紙誌の発行その他の事業費 | 3 | 2 | 8 | 2 | 0 | 0 |
| ア 機関紙誌の発行事業費 | | 8 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| イ 宣伝事業費 | | 4 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| ウ 政治資金パーティー開催事業費 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| エ その他の事業費 | | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| (4) 調査研究費 | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (5) 寄附・交付金 | 5 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| (6) その他の経費 | | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小計 | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 3 |
| 合計 | 5 | 4 | 9 | 2 | 2 | 3 |

1 経常経費

(1) 人件費

政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

(2) 光熱水費

電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

(3) 備品・消耗品費

事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

2 政治活動費

(1) 組織活動費

当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。

(2) 選挙関係費

選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。

(3) 機関紙誌の発行その他の事業費

機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。

ア 機関紙誌の発行事業費

機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。

イ 宣伝事業費

政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。

ウ 政治資金パーティー開催事業費

上記のア、イ及びウ以外の諸事業に要する経費をいう。

エ その他の事業費

政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。

(4) 調査研究費

政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部

(5) 寄附・交付

支出先が当該政治団体の本部又は支部となっているものは、すべて、各支出項目ごとにその合計額を「備考」欄に併せて記載してください。

全ての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及び他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(その14)

| (2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳 | | | | | | 項目別区分 | 光熱水費 | |
|----------------------|----|----|---|-----|------------------------------|------------------------------------|---------|--------------|
| 支出の目的 | 金額 | | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称) | 支出を受けた者の住所(団体にあって は、主たる事務所の所在地) | 備考 | |
| ガスの使用料 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 55000 | R7.5.9 | ○○ガス(株) | 高松市◇◇町689-11 |
| " | | | | | 55000 | R7.6.9 | " | " |
| " | | | | | 55000 | R7.7.9 | " | " |
| " | | | | | 55000 | R7.8.9 | " | " |
| " | | | | | 55000 | R7.9.9 | " | " |
| " | | | | | 55000 | R7.10.9 | " | " |
| " | | | | | 55000 | R7.11.9 | " | " |
| " | | | | | 55000 | R7.12.9 | " | " |

●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。

●資金管理団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。

※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。

| | | | | | | | |
|--------|--------|--|--|--|--|--|--|
| この頁の小計 | 440000 | ●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。 | | | | | |
| その他の支出 | 60000 | ●資金管理団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。 | | | | | |
| 合計 | 500000 | ←項目別区分ごとに、(その13)の各項目の金額と一致します。 | | | | | |

- 1 人件費以外の経常経費は、(その13)の1の(2)から(4)までの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
- 2 「支出の目的」欄には、光熱水費にあっては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあっては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、事務所費にあっては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 「その他の支出」欄には、1件当りの金額が、資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その14)

| (2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳 | | | | | | | 項目別区分 | 備品・消耗品費 | |
|---|----|----|---------|-----|------------------------------|--------------------------------|---------------|--------------|--|
| 支出の目的 | 金額 | | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称) | 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地) | | 備考 | |
| 事務用用紙の購入費 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 80000 | R7.1.15 | ○○○○ビジネス(株) | 高松市△△町689-11 | |
| 新聞購読料 | | | 720000 | | R7.5.28 | ××(株)××支社 | 坂出市◇◇町1-18-20 | | |
| <p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●資金管理団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。</p> | | | | | | | | | |
| この頁の小計 | | | 800000 | | | | | | |
| その他の支出 | | | 200000 | | | | | | |
| 合計 | | | 1000000 | | | | | | |

●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。

●資金管理団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。

項目別区分ごとに、(その13)の各項目の金額と一致します。

- 1 人件費以外の経常経費は、(その13)の1の(2)から(4)までの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
- 2 「支出の目的」欄には、光熱水費にあっては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあっては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、事務所費にあっては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 「その他の支出」欄には、1件当りの金額が、資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その14)

| (2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳 | | | | | | | 項目別区分 | 事務所費 | |
|---|---------|--|--|----------|------------------------------|--------------------------------|-------|------|--|
| 支出の目的 | 金額 | | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称) | 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地) | 備考 | | |
| 火災保険金 | 100000 | | | R7.1.9 | A海上火災保険 | 小豆郡小豆島町○○○168-2 | | | |
| 事務所の賃借料 | 4840000 | | | R7.12.28 | B(株) | 高松市×町2-9-30 | | | |
| <p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●資金管理団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。</p> | | | | | | | | | |
| この頁の小計 | 4940000 | | | | | | | | |
| その他の支出 | 60000 | | | | | | | | |
| 合計 | 5000000 | | | | | | | | |
| <p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。</p> <p>●資金管理団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。</p> <p>項目別区分ごとに、(その13)の各項目の金額と一致します。</p> | | | | | | | | | |

- 1 人件費以外の経常経費は、(その13)の1の(2)から(4)までの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
- 2 「支出の目的」欄には、光熱水費にあっては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあっては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、事務所費にあっては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 「その他の支出」欄には、1件当りの金額が、資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (3) 政治活動費の内訳 | | | | | | 項目別区分 | 組織活動費 () | 大会費 () |
|---|----------|---|----|---------|------------------------------|--------------------------------|--|---------|
| 支出の目的 | 金額 | | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称) | 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地) | 備考 | |
| 会場借上費 | 十億 | 百万 | 千円 | R7.4.27 | Aホテル | 高松市□□町5-3-105 | このページに記入する経費の小分類を、記載要領を参考に、必ず記入してください。 | |
| <p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。</p> | | | | | | | | |
| この頁の小計 | 6000000 | | | | | | | |
| その他の支出 | 9000000 | <p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。</p> | | | | | | |
| 合計 | 15000000 | | | | | | | |

- 1 政治活動費については、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 2 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「贊助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 3 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - (1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - (2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーダイ」というように具体的に記載すること。
 - (3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (3) 政治活動費の内訳 | | | | | 項目別区分 | 組織活動費 () | 行事費 () | |
|---|-----------|-----|---|------------------------------|--------------------------------|----------------|--|--|
| 支出の目的 | 金額 | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称) | 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地) | 備考 | | |
| 会場借上費 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 1 000 000 R7. 4. 13 (株)B店 | 仲多度郡まんのう町□□824 | このページに記入する経費の小分類を、記載要領を参考に、必ず記入してください。 | |
| <p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。</p> | | | | | | | | |
| この頁の小計 | 1 000 000 | | | | | | | |
| その他の支出 | | 300 | <p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。</p> | | | | | |
| 合計 | 1 000 | 300 | | | | | | |

- 1 政治活動費については、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 2 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「涉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 3 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - (1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - (2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチケット」というように具体的に記載すること。
 - (3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (3) 政治活動費の内訳 | | | | | | | 項目別区分 | 組織活動費 (組織対策費) | 備 者 |
|---|----------|---|---|-----------|------------------------------|------------------------------------|-------|-----------------|--|
| 支出の目的 | 金額 | | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称) | 支出を受けた者の住所(団体にあって は、主たる事務所の所在地) | | | |
| 会食費 | 50000 | 0 | 0 | R7. 4. 27 | (株)Cホテル△△ | 香川郡直島町◇2628- 1 | | | このページに記入する 経費の小分類を、記載 要領を参考に、必ず記 入してください。 |
| 〃 | 60000 | 0 | 0 | R7. 5. 3 | (株)D | 高松市◇町 5-4-15 | | | |
| 車両費 | 90000 | 0 | 0 | R7. 5. 29 | E自動車(株) | 丸亀市◇◇町◇ 8-526 | | | |
| <p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。</p> | | | | | | | | | |
| この頁の小計 | 1010000 | | | | | | | | |
| その他の支出 | 3000000 | | | | | | | | |
| 合 計 | 31010000 | | | | | | | | |

●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。
●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。

- 1 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 2 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「涉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 3 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - (1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - (2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - (3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

1 政治活動費については、1件当りの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。

2 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「涉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「贊助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。

3 記載の要領については、次のとおりとすること。

- (1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
(2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
(3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (3) 政治活動費の内訳 | | | | | | 項目別区分 | 組織活動費 () | 交際費 () |
|--|--------|----|----|---------|------------------------------|--------------------------------|--|---------|
| 支出の目的 | 金額 | | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称) | 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地) | 備考 | |
| パーティー券代 | 十億 | 百万 | 千円 | R7.3.20 | 政治連盟 | 高松市△△△町1210-3 | このページに記入する経費の小分類を、記載要領を参考に、必ず記入してください。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。 ●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。 <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。</p> | | | | | | | | |
| この頁の小計 | 200000 | | | | | | | |
| その他の支出 | | | | 0 | | | | |
| 合計 | 200000 | | | | | | | |

●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。
 ●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。

- 1 政治活動費については、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 2 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「涉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 3 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - (1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - (2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチャージ」というように具体的に記載すること。
 - (3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (3) 政治活動費の内訳 | | | | | | 項目別区分 | 選挙関係費 (陣中見舞) | 備考 |
|---|---------|----|----|--------|------------------------------|--------------------------------|--------------|----|
| 支出の目的 | 金額 | | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称) | 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地) | | |
| 選挙に係る寄附 | 十億 | 百万 | 千円 | R7.7.7 | A島 A夫 | 沖縄県○○市○町2-9-30 | | |
| <p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。</p> | | | | | | | | |
| この頁の小計 | 2000000 | | | | | | | |
| その他の支出 | 10000 | | | | | | | |
| 合計 | 2100000 | | | | | | | |

●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。
 ●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。

- 1 政治活動費については、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 2 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「涉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 3 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - (1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - (2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシ一代」というように具体的に記載すること。
 - (3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (3) 政治活動費の内訳 | | | | | 項目別区分 | 機関紙誌の発行事業費(材料費) | 備考 |
|---|--------|--------|--------|---------|------------------------------|--------------------------------|--|
| 支出の目的 | 金額 | | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称) | 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地) | |
| 用紙代 | 十億 | 百万 | 500000 | R7.5.22 | (株)商店 | 高松市○○町1156 | このページに記入する 経費の小分類を、記載 要領を参考に、必ず記 入してください。 |
| ●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。 ●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。 | | | | | | | |
| ※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。 | | | | | | | |
| この頁の小計 | 500000 | 500000 | 550000 | | | | |
| その他の支出 | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。
 ●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。

- 1 政治活動費については、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 2 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選舉関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 3 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - (1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - (2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシ一代」というように具体的に記載すること。
 - (3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

| (3) 政治活動費の内訳 | | | | | 項目別区分 | 機関紙誌の発行事業費(原稿料) |
|---|---------|----|-----|------------------------------|--------------------------------|-----------------|
| 支出の目的 | 金額 | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称) | 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地) | 備考 |
| | 十億 | 百万 | 千 | 円 | | |
| ●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。 | | | | | | |
| ●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。 | | | | | | |
| ※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。 | | | | | | |
| この頁の小計 | 0 | | | | | |
| その他の支出 | 3000000 | | | | | |
| 合計 | 3000000 | | | | | |

●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。
 ●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。

- 1 政治活動費については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
 - 2 政治活動費は、（その13）の2の（1）から（6）までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「涉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
 - 3 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - (1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。
 - (2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - (3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (3) 政治活動費の内訳 | | | | | 項目別区分 | 宣伝事業費 (ポスターの作成費) | 備考 |
|---|-------------|----|-------------|-----------|------------------------------|--------------------------------|--|
| 支出の目的 | 金額 | | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称) | 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地) | |
| 印刷費 | 十億 | 百万 | 4 0 0 0 0 0 | R7. 9. 28 | K印刷(株) | 高松市××町2-6-9 | <p>このページに記入する 経費の小分類を、記載 要領を参考に、必ず記 入してください。</p> |
| <p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。</p> | | | | | | | |
| この頁の小計 | 4 0 0 0 0 0 | | | | | | |
| その他の支出 | 2 0 0 0 | | | | | | |
| 合計 | 4 0 2 0 0 0 | | | | | | |

●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。
 ●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。

- 1 政治活動費については、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 2 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 3 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - (1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - (2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチャージ」というように具体的に記載すること。
 - (3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (3) 政治活動費の内訳 | | | | | | | 政治資金パーティー開催事業費（香川太郎と語る会開催事業費 R7.3.22開催分） | |
|---|----|----|---|-----|------------------------------|--------------------------------|--|--|
| 支出の目的 | 金額 | | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称) | 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地) | 備考 | |
| 案内状印刷代 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 4000000 R7.1.30 | (株)A印刷 | 高松市△△町689-11 | このページに記入する経費の小分類を、記載要領を参考に、必ず記入してください。 |
| 企画代 | | | | | 3000000 R7.2.27 | (株)B企画 | 高松市◇町2217-19 | |
| 会場費 | | | | | 3000000 R7.5.1 | C内 C一 | 坂出市◇◇町1-18-20 | |
| 警備費用 | | | | | 2000000 R7.5.6 | (株)D | 高松市□町2-5-1 | |
| <p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。</p> | | | | | | | | |
| この頁の小計 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| その他の支出 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。 ●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。 | |
| 合計 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |

- 1 政治活動費については、1件当りの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 2 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 3 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - (1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - (2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチャージ」というように具体的に記載すること。
 - (3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (3) 政治活動費の内訳 | | | | | | 項目別区分 | その他の事業費(□□□イベント開催事業費) | 備考 |
|---|---------|----|---|---------|------------------------------|------------------------------------|-----------------------|--|
| 支出の目的 | 金額 | | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称) | 支出を受けた者の住所(団体にあって は、主たる事務所の所在地) | | |
| ポスター印刷代 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 3000000 R7.3.23 | (有)A企画 | さぬき市◇◇町◇◇930-2 | このページに記入する 経費の小分類を、記載 要領を参考に、必ず記 入してください。 |
| " | | | | 2000000 | R7.5.22 | " | " | |
| <p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。</p> | | | | | | | | |
| この頁の小計 | 5000000 | | | | | | | |
| その他の支出 | 30000 | | | | | | | |
| 合計 | 5300000 | | | | | | | |

●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。
●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。

1 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。

2 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「涉外費」、「交際費」、選舉関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。

3 記載の要領については、次のとおりとすること。

(1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。

(2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチャージ」というように具体的に記載すること。

(3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (3) 政治活動費の内訳 | | | | | | 項目別区分 | 調査研究費 (研修会費) | 備考 |
|---|---------|----|---------|---------|------------------------------|--------------------------------|----------------|----|
| 支出の目的 | 金額 | | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称) | 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地) | | |
| ××研修会 | 十億 | 百万 | 1000000 | R7.9.18 | (株)N企画 | 坂出市□□町1355 | | |
| <p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。</p> | | | | | | | | |
| この頁の小計 | 1000000 | | | | | | | |
| その他の支出 | | | 0 | | | | | |
| 合計 | 1000000 | | | | | | | |
| <p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。 ●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。</p> | | | | | | | | |

1 政治活動費については、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。

2 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例え、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例え、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例え、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例え、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例え、「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例え、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。

3 記載の要領については、次のとおりとすること。

(1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。

(2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチャージ」というように具体的に記載すること。

(3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (3) 政治活動費の内訳 | | | | | | | 項目別区分 | 寄附・交付金 () | 寄附金 () |
|---|----|-----|-----|-----|---|------------------------------------|-----------------|--|---------|
| 支出の目的 | 金額 | | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称) | 支出を受けた者の住所(団体にあって は、主たる事務所の所在地) | 備考 | | |
| 寄附金 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | R7.1.10 | A後援会 | 小豆郡土庄町△△△2079-5 | このページに記入する 経費の小分類を、記載 要領を参考に、必ず記 入してください。 | |
| " | | 800 | 000 | 0 | R7.3.15 | " | " | | |
| " | 1 | 000 | 000 | 0 | R7.5.24 | " | " | | |
| " | | 300 | 000 | 0 | R7.7.30 | " | " | | |
| " | | 500 | 000 | 0 | R7.9.30 | " | " | | |
| <p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。</p> | | | | | | | | | |
| この頁の小計 | 4 | 600 | 000 | 0 | <p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。</p> | | | | |
| その他の支出 | | | | 0 | | | | | |
| 合計 | 4 | 600 | 000 | 0 | | | | | |

1 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。

2 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。

3 記載の要領については、次のとおりとすること。

(1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。

(2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチャージ」というように具体的に記載すること。

(3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (3) 政治活動費の内訳 | | | | | | | 項目別区分 | 寄附・交付金 (支部交付金) | 備考 |
|---|--------|----|--------|-----|------------------------------|------------|----------------|--------------------------------|--|
| 支出の目的 | 金額 | | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称) | | | 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地) | |
| 支部交付金 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 60000 | R7. 2. 6 | 香川太郎後援会A支部 | 善通寺市○○○町1-1-12 | このページに記入する 経費の小分類を、記載 要領を参考に、必ず記 入してください。 |
| " | | | | | 60000 | R7. 2. 6 | 香川太郎後援会B支部 | 観音寺市××町7-3-18 | |
| " | | | 100000 | | R7. 3. 6 | 香川太郎後援会C支部 | 高松市××町1-17-28 | | |
| " | | | 70000 | | R7. 4. 5 | 香川太郎後援会D支部 | 高松市△△△町△△1009 | | |
| " | | | 100000 | | R7. 4. 6 | 香川太郎後援会E支部 | 高松市△△△△△2-1 | | |
| " | | | 100000 | | R7. 6. 6 | 香川太郎後援会G支部 | 仲多度郡まんのう町◇◇824 | | |
| " | | | 300000 | | R7. 6. 6 | 香川太郎後援会H支部 | 香川郡直島町◇2628-1 | | |
| <p>●国會議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。</p> | | | | | | | | | |
| この頁の小計 | 790000 | | | | | | | | |
| その他の支出 | 30000 | | | | | | | | |
| 合 計 | 820000 | | | | | | | | |

●国會議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。
●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。

1 政治活動費については、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。

2 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例え、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「涉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例え、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例え、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例え、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例え、「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例え、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。

3 記載の要領については、次のとおりとすること。

(1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。

(2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチャージ」というように具体的に記載すること。

(3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (3) 政治活動費の内訳 | | | | | | | 項目別区分 | その他の経費(金銭以外のものによる収入相当分) | |
|---|-----------|---|----|-----------|------------------------------|--------------------------------|-----------------|-----------------------------------|--|
| 支出の目的 | 金額 | | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称) | 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地) | 備考 | | |
| 金銭以外のものによる寄附相当分 | 十億 | 億 | 百万 | 7 000 000 | R7. 1. 1～ R7. 12. 31 | B山 B武 | 小豆郡小豆島町××2519-2 | 事務所の無償貸与□ □m ² を1年間 | |
| 労務や事務所の無償提供を受けた場合、様式(その7)に収入として記載の上、様式(その15)に、経理上の処理のため収入と同額を計上してください。 さらに、領収書を徵し難かった支出の明細書にも同内容を記載してください。 | | | | | | | | | |
| この頁の小計 | 7 000 000 | | | | | | | | |
| その他の支出 | | | | 0 | | | | | |
| 合計 | 7 000 000 | | | | | | | | |

●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。
 ●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。

- 1 政治活動費については、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 2 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「涉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 3 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - (1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - (2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチャージ」というように具体的に記載すること。
 - (3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

| 支出項目 | 金額 | | | | | 年月日 | 交付金の供与を受けた本部又は支部の名称 | 主たる事務所の所在地 | 備考 |
|------------|----|--------------------------------|---|---|---|---------|---------------------------|------------|----------------|
| 寄附・交付金 | 十億 | 百万 | 千 | 百 | 円 | 600000 | R7.2.6 | 香川太郎後援会A支部 | 善通寺市○○○町1-1-12 |
| " | | | | | | 600000 | R7.2.6 | 香川太郎後援会B支部 | 観音寺市××町7-3-18 |
| " | | | | | | 1000000 | R7.3.6 | 香川太郎後援会C支部 | 高松市××町1-17-28 |
| " | | | | | | 700000 | R7.4.5 | 香川太郎後援会D支部 | 高松市△△△町△△1009 |
| " | | | | | | 1000000 | R7.4.6 | 香川太郎後援会E支部 | 高松市△△△△△2-1 |
| " | | | | | | 3000000 | R7.5.6 | 香川太郎後援会F支部 | さぬき市□□123 |
| " | | | | | | 1000000 | R7.6.6 | 香川太郎後援会G支部 | 仲多度郡まんのう町◇◇824 |
| " | | | | | | 3000000 | R7.6.6 | 香川太郎後援会H支部 | 香川郡直島町◇2628-1 |
| (その13) の項目 | | この様式は、本部又は支部を持たない単独の政治団体は不要です。 | | | | | | | |
| この頁の小計 | | | | | | 8200000 | | | |
| 合計 | | | | | | 8200000 | ← (その13) の「備考」欄の合計と一致します。 | | |

当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、(その13)に掲げる分類基準による支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

| 資産等の有無 | | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|----|
| 資産等の項目別区分 | 有 | 無 | 備考 |
| ア 土地 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| イ 建物 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| エ 取得の価額が100万円を超える動産 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。) | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| カ 金銭信託 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| キ 有価証券 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| ク 出資による権利 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| コ 支払われた金額が100万円を超える敷金 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

12月31日において有する資産等(土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金(普通預金及び当座預金を除く。(その18)において同じ。)又は貯金(普通貯金を除く。(その18)において同じ。)、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。(その18)において同じ。)については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入すること。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

1 12月31において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類したうえで記載し、それぞれ別葉とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

ア 土地 土地については、所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「香川県高松市〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、面積を「備考」欄に「100m²」というように記載すること。

建物については、所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「香川県高松市〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、床面積を「備考」欄に「100m²」というように記載すること。

ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃
「備考」欄に「100m²」のように記載すること。
建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在及び地上権又は賃借権の別を「摘要」欄に「香川県高松市○○町1丁目1番地1号（地上権）」というように記載し、面積を「備考」欄に「100m²」というように記載すること。

借権
エ 動産 取得の価額が100万円を超える動産については、品目、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、品目を「摘要」欄に「自動車」、「絵画」、「応接セット」というように記載し、数量を「備考」欄に記載すること

才預金又は
貯金
力金銭信託
き有価証券

預金又は貯金については、残高を記載するものとし、「摘要」欄には、「残高」と記載すること。

金銭信託については、信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものと、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載すること。

金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券については、種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「国債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄及び数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債(額面100万円)」、「甲株式会社発行株式(1,000株)」というように記載すること。

ク 出資による 権利

「信託」などと記載する場合、「信託受託者」「信託受託会社」、「信託会社」「信託合資会社」というように記載すること。

貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、貸付先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「団体名」というように記載すること。

支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額及び支払年月日を記載するものとし、記載の要領は、支払先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙株式会社」というように記載すること。

サ 施設の利用 に関する権利

「会員権」というように記載し、施設の名称を「備考」欄に「甲亢カントリークラブ」、「乙会員制スポーツクラブ」というように記載すること。

シ 借入金

元ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、借入元を「摘要」欄に「中銀行(乙支店)」というように記載すること。

2 1のアからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日(法第3条第1項各号又は法第5条第1項各号の団体となった日(同項第2号の団体にあっては法第6条の2第2項前段の規定による届出がされた日))をいう。以下同じ。)前に取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載とともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載とともに、当該政治団体が政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載し、その年月日が政治団体となった年月日である旨及びその金額が見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

3 1のク及びコの資産で政治団体が政治団体となった日前の取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

4 1のアからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載とともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載とともに、平成5年1月1日における時価に見積った金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

5 1のク及びコの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31までの取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体しなかつた年月日を「備考」欄に記載すること

(その20)

宣誓書

添付書類 (別添のとおり)

1. 領収書等の写し
2. 監査意見書(政党本部及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)
4. 確認書(国会議員関係政治団体に限る。)

日付(特に年)の記載にご注意ください。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 1 月 7 日

政治団体の名称 香川太郎後援会

解散をする団体については、解散の年の収支報告書に代表者の記名押印又は署名をお願いします。解散しない場合は、記入しないでください。

会計責任者の氏名

香川 花子

香川

代表者の氏名
(解散の場合のみ)

会計責任者の記名押印又は自筆署名等をお願いします。
その他の方法については、収支報告書記載要領P11を
御確認ください。

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置(例えば記名押印)を講ずる場合は、この限りではありません。
- 2 解散の場合のみ、代表者も記名押印又は署名をすること。
- 3 この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあっては監査意見書及び領収書等の写しを、国会議員関係政治団体(当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。)にあっては政治資金監査報告書、確認書及び領収書等の写しを、その他の政治団体にあっては領収書等の写しを提出すること。なお、第9条第2項第1号に掲げる場合にあっては、振込明細書の写しを当該振込み明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

領収書等を徵し難かった支出の明細書

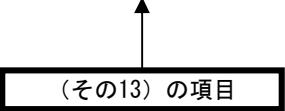
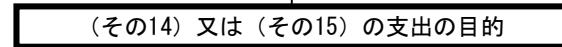
政治団体の名称

香川太郎後援会 香川 花子

香川

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
 - 2 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置(例えば記名押印)を講ずる場合は、この限りではありません。
 - 3 「支出の目的」欄のうち「項目」には、収支報告書(その13)の例により分類して記載すること。
 - 4 「摘要」には、収支報告書(その14)または(その15)の対応する「支出の目的欄」に記載した事項を記載すること。

振込明細書に係る支出目的書

| 支出の目的 | |
|---|--|
| 項目 | 摘要 |
| 組織活動費  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(その13) の項目</div> | 会場借上費  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(その14) 又は (その15) の支出の目的</div> |
| <p>振込明細書がある場合は、こちらに記入の上、振込明細書の写しと併せて提出してください。 ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を作成・提出することは不要です。</p> | |

政治団体の名称 **香川太郎後援会**

- 1 この用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「支出の項目」欄には、収支報告書（その13）の例により分類して記載すること。
- 3 「摘要」欄には、収支報告書（その14）または（その15）の対応する「支出の目的」欄に記載した事項を記載すること。
- 4 支出の目的ごとに別葉とすること。
- 5 支出の目的に対応する振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により日本産業規格A列4番の用紙に複写したものに限る。）と併せて提出すること。